

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…

告示

●東京都告示第九百二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及び国家公務員共済組合連合会

二 事業施行期間

平成二十六年七月十五日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十六年七月十五日

七 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年八月二十八日

●東京都告示第九百三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月二十八日

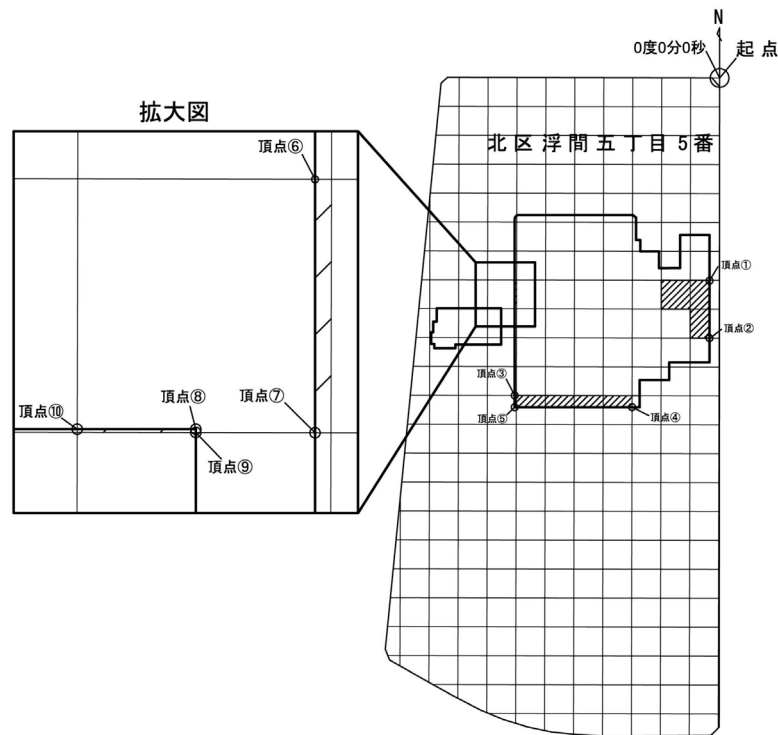
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



【凡例】

—— 単位区画

—— 調査対象地

指定を解除する区域

【起点】

起点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

【座標】

頂点	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000

頂点	X座標	Y座標
①	-3.500	-69.993
②	-3.500	-89.993
③	-70.800	-109.847
④	-27.630	-113.881
⑤	-70.800	-113.903
⑥	-70.800	-69.844
⑦	-70.800	-79.844
⑧	-75.500	-79.700
⑨	-75.500	-79.834
⑩	-80.173	-79.700

※起点を任意座標として (X, Y) = (0.00, 0.00) とし、設定した値である。

※座標値は単位区画の交点を除く右上の点を頂点①とし、右回りに読み取りを行ったものである。

【格子の回転角度（0度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年東京都告示第六百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月二十八日

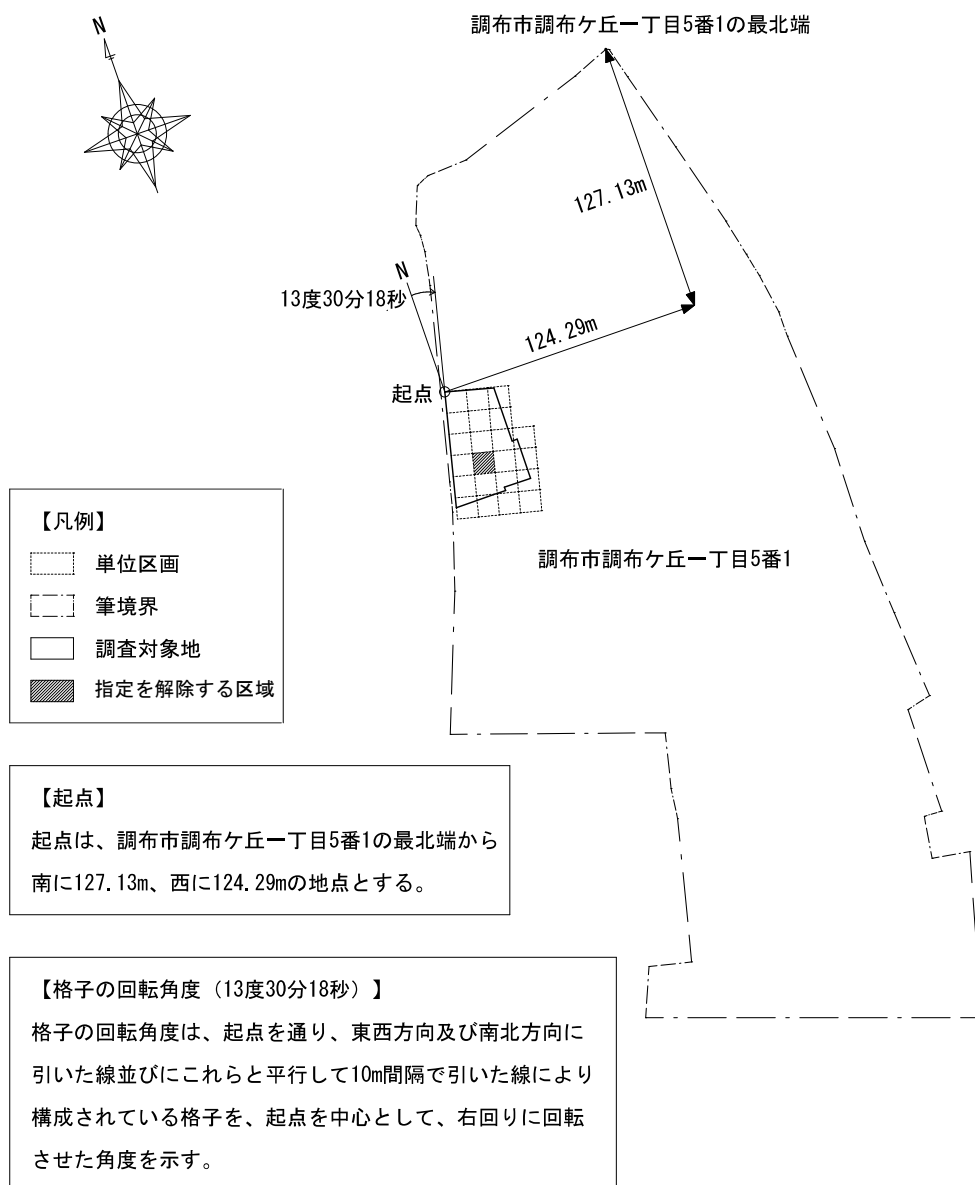
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（調布市調布ヶ丘一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051